



シカゴビジネス支援コーナー掲載企業からビジネス情報をご提供いただく第2回は、ペーカー&マッケンジー法律事務所です。

ご存知でしたか - 米国国土安全保障省があなたの会社の知的財産権の強い味方になってくれます。

ペーカー&マッケンジー 法律事務所 西貝 誠氏

米国の「War on Terrorism」が長期化するなか、市場に出回る偽造品とテロリストの資金源との関連が最近よくとりざたされています。弊法律事務所では、シカゴビジネス支援コーナーにおいて9・11後の米国政府の組織変更や法規の改正、ならびに米国内において知的財産権を保護する方法などについての情報をご提供していますが、ここではそのアップデートして、在米企業が国土安全保障省の新しいプログラムを通じて偽造輸入品などによる侵害から知的財産権をより効率的に保護する方法についてお話ししたいと思います。

米国国土安全保障省による知的財産権侵害物品の没収

米国国土安全保障省が2003年度に知的財産権の侵害を理由として税関検査時に実施した輸入品の没収件数は6,500を記録しました。米国市場価格に基づく没収品の総額は9,400万ドルともいわれています。没収品の主な輸出国としては、全没収品の約3分の2を輸出した中国がトップ、これに香港、韓国、パキスタン、メキシコおよびマレーシアが続いています。

ご存知のように、米国政府の国土安全保障関連プログラムはときに諸手続の長期化を意味します。しかし同時に国境におけるセキュリティの厳格化は、国土安全保障省による偽造品の米国市場への侵入を阻止するプログラムなどを含めて、在米企業の貴重な知的財産に対する更なる保護を提供するものでもあります。

米国国土安全保障省による知的財産権の保護

国土安全保障省は、概して、商標、サービスマーク、証明標章、団体商標、商号、著作権および特許権など米国特許商標庁または著作権局に登録された知的財産権について保護を提供します。特許権を除いては、国土安全保障省が同省への知的財産権の登録申請に基づいて当該知的財産権を侵害する輸入品を税関において没収する権限を有しています。特許権については、米国国際貿易委員会の排除命令に基づいてのみ国土安全保障省が知的財産権侵害物品の輸入禁止または没収することができます。

米国国土安全保障省の保護を受けるには

米国特許商標庁または著作権局に登録済みの商標、サービスマーク、証明標章、団体商標、商号または著作権について国土安全保障省の保護を受けるためには、米国特許商標庁または著作権局が発行する知的財産権の登録証明書の原本および手数料190ドルとともに、国土安全保障省の税関及び国境保護局に登録申請書を提出する必要があります。

税関及び国境保護局に登録された知的財産に関する情報は、<http://ips.cbp.gov>においてオンラインで入手および検索可能です。

特許権について国土安全保障省の保護を受けるためには、1930年関税法第33条に基づき米国国際貿易委員会から排除命令を取得する必要があります。この命令を税関及び国境保護局が執行することになります。同法第33条に基づく排除命令を取得するためには米国国際貿易委員会における審査手続を踏まなければなりません。当該審査手続が比較的迅速であること、ならびに同委員会が比較的広範囲に及ぶ命令を発する権限を有することから、この手続を利用する価値は十分にあると言えます。

税関における手続

知的財産権侵害の疑いのある輸入品は、税関及び国境保護局に提出された登録申請書および米国国際貿易委員会の排除命令の情報を集約したデータベースに基づいて同局の検査官が検査および押収します。手続の詳細は知的財産権の侵害の種類により異なりますが、一般的に、知的財産権侵害の疑いのある輸入品が税関において押収された場合、当該知的財産権の所有者および当該製品の輸入業者に通知が送付されます。また、税関及び国境保護局が当該製品による知的財産権の侵害の有無を判断する過程で、当事者による追加情報の提供が必要となることもあります。知的財産権侵害の事実が認定された場合、当該輸入品は同局により没収されます。

将来予定されている取引に関する行政判断

将来予定されている取引について知的財産権侵害の可能性が考えられる場合、あらかじめ税関及び国境保護局に書面による判断を求めることができます。税関及び国境保護局では、申請に基づいて、将来予定されている取引が米国において有効な商標または著作権を侵害するかを審査し、執行可能な判断を下す権限をもっています。(但し、上記以外の知的財産権については当該行政権限の範囲外となります。)

知的財産権の所有者がすべきこと

国土安全保障省が知的財産権を侵害する全ての製品について米国への輸入を阻止することは、同省の限られたリソースを考慮しても現実的に不可能と言わざるを得ません。そこで、知的財産権の所有者としては、国土安全保障省、特に税関及び国境保護局と継続的に協力することによって知的財産権をより効率的に保護する努力が必要となります。例えば、税関及び国境保護局に登録してある知的財産権に関する情報を常にアップデートしたり、知的財産権侵害の疑いのある製品について、税関及び国境保護局ならびにFBのスタッフを備えた全国知的財産権調整センターに通知することが重要です。同センターに提出された知的財産権侵害の疑いに関する情報は、それが信頼できると判断される限り国土安全保障省のデータベースに入力され、税関及び国境保護局の検査官がその情報に基づいて税関において当該製品をストップできるシステムになっています。

結論

今日、知的財産権は多くの企業にとって最も貴重な資産といっても過言ではありません。米国国土安全保障省の知的財産権プログラムは、米国に輸入される偽造製品に対する第一線の防御手段として企業の事業戦略のオプションに加えられるのではないのでしょうか。

【ペーカー&マッケンジー法律事務所の概要】

企業名(英) Baker & McKenzie
 企業名(日) ペーカー&マッケンジー法律事務所
 所在地 130 East Randolph Drive, Chicago, IL 60601
 代表者 David Hackett (Managing Partner, Chicago Office)
 電話 312-861-8875 FAX 312-861-2899
 コンタクトパーソン 西貝 誠
 創業年 1949年
 従業員 日本人：(米国内)3人 米人：1400人
 URL www.bakernet.com
 問い合わせメール mako@nishiga@bakernet.com

